

「交通資源データベース構築事業」業務委託 基本仕様書

1 業務の名称

交通資源データベース構築事業

2 業務の目的

令和8年3月に策定した「熊本県地域公共交通計画」（以下「計画」という。）では、民間の交通事業者に委ねてきた従来の地域公共交通のあり方を抜本的に見直し、県民や行政が主体的に参画することにより、関係者が一体となって地域ごとに最適な交通網を構築することを目指している。また、地域の移動手段の確保や渋滞解消、交通連合^{※1}の実現に向けた取組み等を反映し、公共交通の供給力及び利便性の向上に積極的に取り組むこととしている。

本計画では、「交通の利便性・持続可能性を高め、誰一人取り残されず、マイカーに頼らずに行きたいときに行きたいところへ不自由なくアクセスできる社会」の構築を将来像として掲げている。

この将来像を実現するためには、本計画の基本方針の一つである「県内の既存の交通資源の総点検と最高効率での活用の追求」を着実に進めることが不可欠である。

本事業では、輸送資源の最高効率での活用に向けて、県内の交通事業者のほか、行政や教育、福祉、観光等の各分野において利用されているものも含む、あらゆる輸送資源について、運転士数や車両の保有・運用状況等を収集・整理することにより、県内の輸送資源の全体像を明らかにするものである。

また、収集・整理したデータについては、「くまもとデータ連携基盤」^{※2}への登録を見据えた形式に整備するとともに、「くまもとデータ連携基盤地図ダッシュボード」^{※2}を活用して地図上に可視化できるよう整理する。これにより、人員・車両等の過不足の状況を把握し、輸送資源の共有化や再配置を推進することを目的とする。

※1 交通連合：主に欧州で発達した仕組みでバス・鉄道・市電などの交通モードの垣根を超え、運行経費の一括管理や路線・ダイヤ・運賃の一元的な調整や設定を可能とするもの。

※2 くまもとデータ連携基盤、くまもとデータ連携基盤地図ダッシュボードについては、以下のURLを参照

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/26/177979.html>

3 業務の内容

受託者は、以下の項目について業務を行う。

(1) 業務実施の準備

本業務を円滑に進めるため、業務の具体的な進め方及びスケジュールに関する業務計画書を作成し、委託者と十分な打合せを行う。

(2) 県内の輸送資源の実態調査（総点検）

各分野にまたがる輸送資源を漏れなく調査し、基礎データを収集する業務。

① 調査対象とする輸送資源

- ・ 交通事業者が所有する路線バス、貸切バス及び乗合バス
- ・ 市町村が運営するコミュニティ交通（コミュニティバス、乗合タクシー等）
福祉輸送、スクールバス等
- ・ 民間事業者等が運営する施設利用者運送サービス（教育、医療、福祉、観光
商業、宿泊施設等の送迎に係るもの）
- ・ 民間事業者等が運営する企業送迎バス（通勤バス等）
- ・ その他必要と認められる輸送サービス

② 各輸送資源に対する調査項目の整理・調査表の作成

- ・ 車両情報（車種・乗車定員・最大積載量・車両総重量・所有形態・車いす対
応の有無 等）
- ・ 運転士（従事者数、雇用形態、二種免許保有の有無、運行時間等）
- ・ 稼働状況（車両及び運転士の空き時間の有無及び異なる用途への活用可能性、
運行時間帯、駐車場所）
- ・ 運営体制（運行主体、委託状況等）
- ・ 運行に要する補助金等の有無
- ・ その他必要と認められる項目

③ 調査の実施（調査表の配布・回収）

- ・ 調査対象者等へのアンケートの実施
- ・ 調査対象者へのヒアリング、現地確認（必要に応じて）

(3) 「くまもとデータ連携基盤」に登録するための輸送資源データの作成、分析及び活用方法の洗い出し

輸送資源を「くまもとデータ連携基盤」に登録するためのデータを作成する業務。

① 輸送資源のデータ作成

- ・ 上記3（2）で収集したデータの整理（重複データや欠損値の整理を含む）
- ・ 輸送資源のデータを「くまもとデータ連携基盤」に登録するためのデータモデル設計書及びCSVファイルのデータ作成

※データモデル設計を作成するに当たっては、事前に登録する項目について
熊本県地域公共交通協議会（以下、「協議会」という。）と協議すること。

※データを作成するに当たっては、くまもとデータ連携基盤データカタログ
ポータルサイトを参照（以下のURL）すること。なお、データモデル設計は、ポータルサイトに掲載している「データモデル設計フォーマット」
を使用すること。

<https://datacatalogportal.dlp-kumamoto.jp/odp/about/>

② 輸送資源データの分析、活用

- ・整理したデータに基づき輸送資源の共有化・再配置の実現可能性の洗い出し等

※（３）②の業務は、「輸送資源フル活用推進プロジェクトチーム」と連携してフル活用の取組みを推進するため、令和８年（２０２６年）１１月末までに完了させること。

（４）業務報告書の作成

協議会が今後施策を進めるための基礎資料として活用できる報告書の作成。

- ・調査手法、範囲の整理
- ・事業者別、分野別、地域別の輸送資源一覧
- ・輸送資源の過不足の状況の分析結果
- ・輸送資源の共有化・再配置の実現可能性のとりまとめ

4 打合せ協議

少なくとも業務着手時、中間時２回、業務完了前の計４回、委託者との打合せ協議を行う。

5 成果品

（１）業務報告書（任意様式）

（２）本業務において作成した電子データ

※事前に「くまもとデータ連携基盤」に登録できることを協議会に確認した上で、納品すること。

6 履行期間

契約締結の日から令和９年（２０２７年）２月１２日（金）まで

7 その他

- （１）成果品その他本業務で生じる著作物等に関する一切の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。
- （２）受託者は、業務の遂行に際して知り得た情報等について、契約期間中及び契約期間終了後のいずれにおいても、委託者の許可なく他の業務等に使用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- （３）受託者は、委託者と緊密な連携を保ちつつ、業務を遂行するものとする。
- （４）本業務の委託料は、精算払いとする。
- （５）受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- （６）業務の遂行に当たって、本仕様書に定めのない事項が生じた場合、又は疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者で協議を行うものとする。